空き家バンク制度のご案内

空き家 ベンクとは この制度は、空き家を売りたい方、貸したい方に空き家物件を登録していただき、空き家の利用希望者へ情報を提供する制度です。津奈木町内に空き家を所有し、利活用を検討されている方、または空き家の利用を希望される方は、ぜひ空き家バンクへの登録をお願いします。

空き家バンクの登録及び利用の流れ

空き家所有者

空き家物件の登録(売りたい・貸したい)を希望する方

①空き家物件の登録申込 空き家の売買・賃貸を希望 する方は、所定の書類を町 へ提出してください。

②物件確認

町職員が物件の現地確認 をします。

③物件登録

物件が利活用するのに適 切だと判断されると正式に 登録となります。

空き家バンク (津奈木町役場)

津奈木町移住定住専 用サイト「つなぎぐらし」 をご覧ください。

http://www.town.tsunagi.lg.jp/teiju

-(様式は、役場窓口ま たはホームページから 入手できます。)

利用希望者

空き家の利用(買いたい・借りたい)を希望する方

①空き家物件情報の提供 登録された物件を専用サイトで随時情報提供します。

②利用者登録

空き家の利用を希望する方は所定の書類を町に提出してください。

③利用申込

希望の物件がありましたら 役場政策企画課へご連絡く ださい。町から空き家の所 有者へ連絡を取ります。

当事者間による交渉・契約

♪ 注意事項 ♪

- 空き家バンクへの登録には一定の要件があります。老朽化が著しく大規模な修繕が必要な空き家や土砂災害危険箇所な ど災害の恐れのある空き家は、空き家バンクへの登録ができません。
- 津奈木町では空き家物件の情報提供や連絡調整を行いますが、物件のあっせん・交渉・契約等は行いません。
- 契約後のトラブルに関しては、町は関与いたしません。当事者間での解決をお願いします。
- 空き家バンクに掲載される情報については、町独自の調査や所有者の申請に基づいて作成しています。詳細かつ正確な 内容については利用者ご自身で調査・確認してください。
- 希望物件が、交渉中または成約済みの場合は、ご紹介できませんのであらかじめご了承ください。

空き家バンクについての 相談窓口 津奈木町役場政 策 企 画 課

(TEL) 0966 - 78 - 3114 (FAX) 0966 - 78 - 3116

政策企画課(メール) seisakukikaku@town.tsunagi.lg.jp